

## 業務Q&A

業務	ポイントカードのポイントが貯まるとどうなりますか。	3000円分の図書カード、スルッとKANSAI、トラフィカカードと交換できます。
業務	I-PECに来客用の駐車場はありますか。	ありません。御池地下駐車場等を利用していただいております。
業務	4号物件でも事前審査できますか。	全ての物件の事前審査をしております。
業務	手数料の銀行振込は可能ですか。	可能です。詳細についてはお問い合わせください。
業務	手数料の割引等はありませんか。	木造の専用住宅を対象とした「バリューセット」という割引プランがあります。各種申請手数料のページをご確認ください。
業務	郵送による確認申請書・検査申請書の提出は可能ですか。	可能です。郵送を希望される場合は審査部にご連絡くださいますようお願いいたします。
業務	完了検査合格証・中間検査合格証の郵送は可能ですか。	可能です。（検査申請時に郵送料を別途いただきます。）
業務	確認申請の提出に予約は必要ですか。	予約は必要ありません。
業務	受付時間を教えてください。	窓口の受付時間は下記の通りです。 受付時間：9：00～17：00 12：00～13：00の間は昼休みとさせていただきますので、申請等はできるだけそれ以外の時間でお願いたします。

## 審査Q&A

意匠	切妻屋根の妻壁部分に、外壁屋内側の被覆は必要ですか。	妻壁も外壁ですので室内部分と同様の被覆が必要です。
意匠	準耐火建築物(イ-2)の屋根葺材（ルーフバルコニー）にDR認定の材料は使用できますか。	DR認定は、準防火地域又は防火地域の屋根としての認定ではありますが、準耐火建築物の屋根に必要となる不燃材の条件は満たしておらず、使用できません。
意匠	準耐火建築物(イ-2)に設けるトップライトについて制限はありますか。	トップライトは建築基準法上、屋根として扱います。準耐火構造の告示1358号にはガラスを使用した屋根の仕様はなく、耐火構造の告示1399号の屋根に適合させる必要があります。（大臣認定品はありません）
申請書類	全ての設計図書へ設計を行った建築士の記名、押印が必要ですか。	設計図及び作成した書類、使用する製品のカタログ・仕様書等全てに記名・押印が必要です。
申請書類	事前審査時の申請書の必要部数を教えてください。	1部あれば事前審査可能です。構造計算書付の物件については意匠図書を2部いただけると意匠と構造を並行して審査できますので、審査期間を短縮できることがあります。
申請書類	本受付時の申請書の必要部数を教えてください。	原則は正本・副本・消防控えの3部です。適判物件の場合は4部になります。ただし、消防控えが不要な場合がありますので、「各種申請書ダウンロード」ページの申請時に必要な部数（PDF）をご確認ください。
申請書類	図面のサイズ・縮尺の指定はありますか。	図面のサイズ・縮尺の指定はありませんが、なるべく一般的な縮尺をお願いします。A2→A3の様な縮尺の場合はその旨を明記してください。（宇治市及び滋賀県の日影図は縮尺の指定があります）
申請書類	確認申請時には、どのような委任状が必要ですか。	代理人による各申請には、建築主からの委任状を添付してください。なお、代理人と設計者が異なり、代理人が図書の訂正をする場合は、設計者からの委任状も必要となります。
申請書類	申請図書に大臣認定書の写しの添付は必要ですか。	当機関において認定の内容を確認できない場合は提出していただきます。
申請書類	申請場所によって必要になる書類はありますか。	事前調査報告書（京都市）、敷地調査報告書（滋賀県）、基礎チェックシート（京都府全域）、工事監理者選定届（大阪府）等があります。詳しくはお問い合わせください。

申請書類	計画変更に必要な書類を教えてください。	計画変更確認申請書・委任状・調査報告書（京都市・滋賀県）・付近見取図・変更に係る図書（変更部分をマーカー等で強調してください）、元確認の副本（申請書のみでも可）・確認済証の原本が必要です。 元の確認で市町村協議・経由をされている場合は再度手続が必要です。
手続き	計画変更の申請中に工事を進めることは可能ですか。	当該計画変更に係る部分については、確認済証が交付されるまで工事に着手することができません。それ以外の部分の工事を行うことは可能です。
手続き	確認済の建物の配置を変更したいのですが、計画変更になりますか。	原則は計画変更です。ただし、行政区によっては法適合が明らかである場合は軽微な変更届で処理できる場合があります。
申請書類	木造2階建て住宅の確認申請に金物図の添付は必要ですか。	建築士が設計した4号建築物は確認の特例により添付不要です。（許容応力度計算等をした場合を除く） 中間検査対象物件の場合は中間検査申請時までに必要です。
手続き	建築主の名義の変更は可能ですか。	完了検査を申請されるまでは可能です。建築主等の変更届を提出してください。ただし、市街化調整区域の建築物や事前協議の内容によっては不可の場合もありますので事前に相談願います。
手続き	今ある建築物の用途を変更したいのですが、用途変更申請が必要ですか。	変更する部分を別表第1号(イ)欄に掲げる特殊建築物にし、かつ、変更する部分が100㎡を超える場合は申請が必要です。
手続き	用途変更に検査はありますか。	建築基準法の検査はありませんが消防の検査はあります。また、特定行政庁に完了届を提出する必要があります。
手続き	確認申請に市町村の経由・事前協議手続きが必要な場合、手続き完了前に確認申請の本受付はできますか。	できません。 事前受付で事前審査することは可能です。
手続き	事前審査の審査日数を教えてください。	法6条1項4号（構造計算書無）については営業日3～4日、その他については営業日10～14日程度です。
手続き	確認済証・検査済証を紛失したのですが、再発行はできますか。	再発行はできません。代わりになる証明書を発行いたします。（証明書発行手数料をいただきます。）
構造	1号建築物の確認申請に構造計算書は必要ですか。	建築物全体での構造計算書は不要です。 構造図や仕様規定に基づく検討書の添付は必要です。 また、仕様規定に適合していることが確認できない場合には、構造計算による検討や認定書の添付を求める場合があります。任意であっても構造計算を行われた場合は構造計算書の添付が必要です。
構造	平成26年4月1日から施行され、規制の対象となっている特定天井とは、どのような天井ですか。	「脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井」（「特定天井」と略称されている）は、平成25年8月5日国土交通省告示771号第2で規定されています。具体的には、6m超の高さにある、水平投影面積200㎡超、単位面積質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているものです。
意匠	法22条区域・準防火地域・防火地域の木造建築物の外壁を木材仕上げにできますか。	告示仕様の外壁・軒裏（屋根は不可）の表面に木材を張ることは可能です。ただし、大臣認定品の場合は、認定通りの施工が必要となりますので、木材仕上げを含めた大臣認定品が必要です。
意匠	令114条の防火上主要な間仕切りの開口部に制限はありますか。	開口部（扉）について、制限はありません。ただし、給水管や配電管などが貫通する場合は、令112条第15項の規定を準用し、隙間を不燃材料で埋める必要があります。
設備	傾斜地の避雷設備の高さはどのように算定しますか。	建築物の高さの算定は平均地盤面からですが、避雷設備の高さの算定は建築物の最下部から算定することが望ましいです。
設備	避雷設備の設置が必要な高さ20m超の算定に、建築設備の部分は含まれますか。	含まれます。 含まれる建築設備の例：キュービクル・太陽光パネル等電気設備機器・クーリングタワー等の空調設備機器・高架水槽(周囲の目隠しを含む)
意匠	I Hクッキングヒーターのみを使用するキッチンが火気使用室になりますか。	I Hクッキングヒーターは火気を使用するものでないため火気使用室にはなりません。火災予防条例の離隔距離等の制限はかかりません。
意匠	階段には必ず手すりが必要ですか。	必要です。側壁の有無に関係なく、少なくとも片側には手すりを設けなければなりません。（令25条 平成12年改正） 従来の笠木のついただけの手すり壁は原則手すりとして認められません。
意匠	道路斜線制限及び後退緩和において樋は対象になりますか。	樋は排水設備であり建築物の部分になりますので対象になります。

意匠	天空率は全ての斜線制限に対して適用できますか。	高度地区による北側斜線制限には適用できません。
設備	小荷物専用昇降機は確認申請が必要ですか。	大阪府内は確認申請が必要です。（出し入れ口の下端が床面より50cm以上であるものを除く）京都市内、滋賀県内は不要です。
設備	法第6条第1項第四号の建築物に、エレベーターを設置する場合、どのようにすればよいですか。	新築時に設置する場合は建築確認申請書にエレベーターの関係図書を添付し、建築確認と一体申請してください。
手続き	消防同意に送付後、何日で返ってきますか。	法律上消防同意期間は1～3号物件で7日、4号物件で3日（土日除く）ですが、配送にかかる日数等も必要ですので、物件ごとにお問い合わせください。
意匠	LDKの採光検討をする際に、住宅の台所部分を採光計算より除外することは可能ですか。	台所部分が3～4.5畳程度で他の部分と間仕切等で明確に区画（キッチンユニット・腰壁等）されていれば可能です。
意匠	事前審査の際に、先に意匠図書のみ提出することは可能ですか。	可能です。ただし、構造図書の提出がないと本受付はできません。
意匠	着工の定義を教えてください。	通常は、杭打ち工事、地盤改良工事、山留工事、根切り工事に係る工事の着手時点を言います。
意匠	隣地境界線上に違法なC B塀がありますが、法適合させる必要がありますか。	隣地と共用のC B塀であっても基準法の対象になりますので、法適合させる必要があります。
意匠	コンクリートブロックとフェンスを併用した塀で1.2mを超える場合は控え壁が必要ですか。	京都市の場合はコンクリートブロックが4段以上であれば控え壁が必要です。（他規定もある為「京都市ハンドブック」を参照してください） 京都府下・滋賀県・大阪府はコンクリートブロックの天端で1.2mを超えなければ控え壁は不要です。
意匠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）は審査・検査対象ですか。	審査・検査対象です。
意匠	バリアフリー法の対象建築物とは、どのようなものですか。	バリアフリー法14条1項に規定する建築物移動等円滑化基準の適合対象となる特別特定建築物をいいます。同法14条3項により地方公共団体の条例で適合対象となる要件を定めている場合がありますので、当該地域の条例をご確認ください。 京都市：京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 京都府：京都府福祉のまちづくり条例 大阪府：大阪府福祉のまちづくり条例 等
設備	消防設備図の添付は必要ですか。	京都市は、「消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書」を添付し、消防関係の図面は添付しません。ただし、スプリンクラー設備等を設置し、面積区画の緩和をする場合は設置位置を明記した図面を添付してください。 京都府・大阪・滋賀は、各消防署により取扱いが異なるので、所轄の消防署にお問い合わせください。

## その他Q&A

その他	建築士の定期講習は何年間有効ですか。	3年間です。
その他	建築士事務所における図書保存期間は何年ですか。	作成日から15年間です。
その他	建設業の許可を受けていない施工会社で施工できますか。	建設業法施行令第1条の2において定められる軽微な建設工事であれば、大丈夫です。（建築一式工事1,500万円未満または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事など）